

美唄市立東小学校 『いじめ防止基本方針』

I いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(いじめの定義)

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

[いじめ防止対策推進法 第2条]

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断については、いじめを受けた児童の側に立って行うことが、極めて重要である。

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

このことを踏まえ、学校では、コミュニティ・スクールの機能を効果的に活用するなど、保護者・地域住民・関係機関等との緊密な連携のもと、「地域総がかり」の視点に立っていじめ根絶に取り組んでいかなければならない。

東小学校職員は、この基本理念を組織全体で堅持し、いじめ防止に向けた対策を徹底して突き進める。

(学校の責務)

私たち東小学校職員は、いじめがなく、すべての児童が安心して学校生活を過ごすことができるよう、学校全体で組織的に取り組む。

いじめが疑われる事態が生じた場合は、適切かつ迅速に対処するとともに、徹底した再発防止に努める。

(組織)

いじめの防止等に関する措置を迅速かつ適正に行うため「東小学校いじめ防止等対策委員会」を組織する。

[いじめ防止対策推進法第22条]

本組織は、校長・教頭・主幹教諭・生徒指導担当2名・養護教諭の他、必要に応じて当該学年の担任とSCを加えて構成し、「生徒指導対策委員会」と称する。

事案の緊急性・重大性・波及性に鑑み、民生委員・主任児童委員やSSW、人権擁護委員、警察官、弁護士、医師の他、児童相談所、地方法務局等との連携のもとで対処に当たる場合もある。

Ⅱ いじめ防止等のための対策の基本となる事項

(学校の基本認識)

学校におけるいじめへの対応は「一人一人の人権を尊重し、互いを認め合い支え合う社会の実現」を目指す基盤ともなりうるものであり、日々、緊張感をもって組織的、継続的に取り組むことが大切である。

このことを踏まえ、本校では以下の4点を基本認識として、いじめの未然防止と早期発見に取り組む。

- ◆いじめは、人間として絶対に許されない行為である。
- ◆いじめは、いつでも、どこでも、どの子どもにでも起こりうるものである。
- ◆いじめは、教育者としての指導観や指導力が問われる喫緊の課題である。
- ◆いじめは、学校や家庭、地域社会が各々の役割を意識し、互いの力を結集して取り組むべきものである。

(いじめの未然防止)

- ◆いじめの未然防止及び早期発見に資するプランニング・シートを策定し、計画的に実行する。
- ◆学級担任を中心に児童との信頼関係の構築に努め、どの児童にも居場所がある学級（学校）づくりを行う。
- ◆学校生活の大部分を占める学習活動において「主体的・対話的で深い学び」を積極的に展開し、児童と児童、担任と児童との人間関係の醸成に努める。
- ◆豊かな人間性の育成を目指し、「特別の教科 道徳」を核としたカリキュラム・マネジメントを編制・実施するなど、道徳教育の充実を図る。
- ◆児童会活動や学校行事など、自治的な活動に意欲的に取り組む過程を通して、自己有用感や支持的風土を高めるなど、特別支援教育の充実を図る。
- ◆いじめに関する研修等を通じて職員が課題と施策を 共通理解し、児童の発達段階に応じた同一歩調の指導が取れるよう、生徒指導の充実を図る。
- ◆日常的に児童の様子について職員間で情報交流し、未然防止に努めるとともに、児童が学級担任だけでなく、養護教諭や他の職員にも気軽に相談できるような環境づくりに取り組む。
- ◆学校が教育課程を社会に開き、教育の目的を共有しながら連携した取組を進める。
 - * P T A行事や学校だより等を通して保護者への啓発を図るとともに、家庭での気づきを共有する。
 - * 登下校や放課後の様子については、地域からの情報が重要であることから、地域の団体等と連携して情報の収集に努める。

（いじめの早期発見と対応）

◆全校による指導体制のもと、朝の打合せ時間等を活用したり、事案に応じて日常的に情報を交流したりする他、定期的に共有化を図る機会を設ける。

- *「生徒指導対策委員会」：月１回以上
- *「生徒指導交流会」：月１回
- *「全体指導会」：年２回
- *「教育相談週間」：年２回（各２週間程度）
- *「いじめアンケート」：年２回（児童対象）
//：年１回（保護者対象）

◆いじめへの対応

*いじめは集団で行われることが多いことから、「みんなも同じことをやっている」など、罪悪感が少ない傾向も見られる。対応に当たっては、事前に周りの児童からも詳しく事情を聴くなど、正確な事実の把握に努め、より具体的な指導を行う必要がある。

*「東小学校いじめ防止基本方針」と「東小学校いじめ対応マニュアル」をベースとした対応に努める。

*いじめられている児童と、その保護者への対応

- ・「絶対に守り通す」「必ず解決する」との姿勢を示し、いじめられている児童の心の痛みや不安感を共感的に理解するよう努め、全教職員で支える。
- ・保護者の思いに耳を傾け、誠実な対応を徹底する。

*いじめている児童と、その保護者への対応

- ・自分の言動が、相手にどれほど深刻な苦痛を与えたのかを理解させ、謝罪とともに再び繰り返さない気持ちを強くもつよう指導する。
- ・保護者とともに、今後の当該児童への指導の在り方を考え、人間関係の再構築を支援する。

*周りの児童（観衆・傍観者）への対応

- ・いじめを面白がってはやし立てたり、見て見ぬふりをしたりすることは、「いじめをすることと同じであること」など、教職員が毅然とした態度で臨み、「いじめは絶対許さない」という意識の徹底を図る。
- ・もし、いじめを見たら、制止するか、職員に相談するよう働きかけていく。報告に来た児童には、その勇気と態度を称賛するとともに、状況に応じて秘密を厳守するなど配慮する。

◆インターネットやスマホ等によるいじめへの対応

- * ネット上の掲示板、チャット、コミュニケーションアプリ上での誹謗中傷、個人情報の流出等のネットいじめにおける対応について、基本的にはいじめの早期対応と同様である。
- * ネットいじめを受けた児童からの申し出を確認する過程で、実際に掲示板やアプリ上の書き込み等を確認するとともに、プリントアウトや写真撮影するなどして記録する。
- * 美唄市教育委員会との連携の他、必要に応じて美唄警察署のネット犯罪担当者、道教委やネットパトロールの担当等に相談し、指導助言に基づいた対応を行う。
- * 再発防止に向け、PTA活動等を通じて、保護者への啓発を強化する。

（重大事態への対応）

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合」「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合」を指す。重大事態が生じた場合は、次のように対応する。

◆重大事態への対応

- * いじめにより重大事態が発生したと「東小学校いじめ防止等対策委員会」が認めた場合、校長は直ちに美唄市教育委員会に報告するとともに、美唄警察署生活安全課に通報する。
- * その後、速やかに美唄市教育委員会と連携して調査委員会を設け、事実関係を明確にするための調査やいじめを受けた児童及び保護者への情報提供などの必要な措置を講じる。

（いじめ防止基本方針の成果と課題及び改善策）

「東小学校いじめ防止等対策委員会（生徒指導対策委員会）」において、「基本方針」に基づく取組について実効性を検証し、内容の見直しや確認を行う。